



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (二九)
- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律 (三〇)

〔条約〕

- 社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定 (九)

〔告示〕

- 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件 (総務一六七)
- 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件 (同一六八)
- 社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の効力発生に関する件 (外務一七一)

元 二四 元 八 六 三

〔公告〕

裁判所

諸事項

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、公認会計士等の登録及び登録抹消、地方職員共済組合役員の異動関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇ 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 (法律第二十九号) (総務省)

一 地方公務員法の一部改正関係

1 特別職に属する地方公務員

臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職は、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限ることとした。(第三条第三項第三号関係)

2 会計年度任用職員の採用の方法等

(一) (1)及び(2)に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)の採用は、第一七条の

第二項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によることとした。(第二二条の二第二項関係)

(1) 一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第二八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。)(2)において「会計年度任用の職」という。)を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

(2) 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の間であるもの

(二) 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めることとした。(第二二条の二第二項関係)

(三) 任命権者は、会計年度任用職員を採用する場合に、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならぬこととした。(第二二条の二第三項関係)

(四) 任命権者は、会計年度任用職員の任期が(二)の期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができることとした。(第二二条の二第四項関係)

(五) 任命権者は、(四)により会計年度任用職員の任期を更新する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならぬこととした。(第二二条の二第五項関係)

(六) 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならないこととした。(第二二条の二第六項関係)

(七) 会計年度任用職員の採用は、全て条件付のものとし、当該会計年度任用職員がその職において一月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になることとした。(第二二条の二第七項関係)

3 臨時的任用

人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関与するとき、又は採用候補者名簿(昇任候補者名簿を含む。)がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、その任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないこととした。(第二二条の三第一項関係)

4 営利企業への従事等の制限

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び2の(一)の(2)に掲げる職員を除く。）については、この限りでないこととした。（第三八条第一項関係）

5 人事行政の運営等の状況の公表

任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、2の(一)の(2)に掲げる職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならないこととした。（第五八条の二第一項関係）

二 地方自治法の一部改正関係

一 一の2に伴い、一の2の(一)に掲げる職員に対し、期末手当の支給を可能とするほか、給付に関する規定を整備することとした。（第二〇三条の二及び第二〇四条関係）
三 この法律は、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（法律第三〇号）（内閣府本府）

1 機構の目的

この法律の目的は、廃炉等積立金の管理等その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2 業務

(一) 業務の範囲等

(1) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）の業務は、廃炉等積立金の管理等の業務及びこれに附帯する業務を追加することとした。（第三五条関係）

(2) 業務方法書には、廃炉等積立金に関する事項を記載しなければならないこととした。（第三六条第二項関係）

(3) 機構は、毎事業年度、廃炉等積立金管理業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならないこととする。毎事業年度終了後、廃炉等積立金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならないこととした。（第三六条の三関係）

(二) 資金援助の申込みを行う場合に提出する書類の追加
廃炉等を実施する原子力事業者が第四一条第一項の規定による資金援助の申込みを行う場合には、廃炉等の実施に関する方針を記載した書類を提出しなければならないこととした。（第四一条第三項関係）

(三) 廃炉等積立金の積立て及び管理

イ 廃炉等を実施する認定事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、機構の事業年度ごとに、当該事業年度の終了後三月以内に、機構が通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととした。（第五五条の三第一項及び第二項関係）

ロ 廃炉等積立金は、機構が管理することとした。（第五五条の三第三項関係）
イ 廃炉等積立金の額は、運営委員会の議決を経て、主務省令で定める基準に従って定めなければならないこととし、機構は、廃炉等積立金の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならないものとし、主務大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第五五条の四第一項、第四項関係）

口 機構は、イの認可を受けたときは、遅滞なく当該認可に係る廃炉等積立金の額を廃炉等実施認定事業者に通知しなければならないこととした。（第五五条の四第五項関係）

ハ 主務大臣は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の実施の状況等に照らし必要があると認めるときは、機構に対し、廃炉等積立金の額の変更をすべきことを命ずることができるとした。（第五五条の四第六項関係）

(3) 廃炉等実施認定事業者の届出
廃炉等実施認定事業者は、毎年度、廃炉等の実施の状況、廃炉等の実施に関する計画等を機構を経由して主務大臣に届け出なければならないこととした。（第五五条の五関係）

(4) 廃炉等積立金の運用等
機構は、国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有のほか、廃炉等積立金を運用してはならないなど、廃炉等積立金の運用等について所要の規定を設けることとした。（第五五条の六、第五五条の八関係）

(5) 取戻し
廃炉等実施認定事業者は、廃炉等の実施に要する費用に充てる等の場合には、機構と共同して作成し、主務大臣の承認を受けた廃炉等積立金の取戻しに関する計画に従って廃炉等積立金を取戻すことができるとした。（第五五条の九関係）

(6) 立入検査
主務大臣は、廃炉等積立金の管理等のため必要があると認めるときは、その職員に、廃炉等実施認定事業者の営業所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができるものとし、必要があると認めるときは機構に立入検査を行わせることができるものとする。とともに、立入検査について所要の規定を設けることとした。（第五五条の一〇関係）

3 区分経理
機構は、廃炉等積立金に係る経理を一般の経理と区分し、廃炉等積立金に係る勘定を設けて整理しなければならないこととした。（第五八条の二関係）

4 罰則

立入検査の拒否等について罰則を定めるなど、罰則について所要の規定を設けることとした。（第七四条、第七五条及び第七八条関係）

5 施行期日等

(一) この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めることとした。（附則第二条、第五五条関係）

(二) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇社会保障に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定（条約第九号）（外務省）

この協定は、日本国とルクセンブルクとの間で年金制度、医療保険制度等の適用調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金を受給する権利を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の概要は、次のとおりである。

1 総則

(一) 協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金及び厚生年金保険とし、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される制度とし、ルクセンブルクについては、老齢、障害及び遺族に関する年金保険並びに疾病及び出産に係る保険、労働災害及び職業上の疾病に係る保険、介護保険、失業給付並びに家族給付とする。（第二条関係）

(二) 協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者等について適用する。第三条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2 適用法令に関する規定

(一) 一方の締約国領域内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。(第六条関係)

(二) 一方の締約国の制度に加入する被用者及び自営業者が他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣され、又は就労する場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。(第七条関係)

(三) 両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの規定の例外を認めることに同意することができる。(第一〇条関係)

(一) 一方の締約国の実施機関は、自国の法令による給付を受ける権利の取得に関して十分な保険期間を有しない者について、他方の締約国の法令による保険期間を考慮する。(第一三条関係)

(二) 第一三条の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合に日本国の実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、日本側にのみ適用される特別の事項について定める。(第一四条、第一七条関係)

(三) 第一三条の規定の適用によりルクセンブルクの給付を受ける権利が確立される場合にルクセンブルクの実施機関が用いる当該給付の額の計算の方法等、ルクセンブルク側にのみ適用される特別の事項について定める。(第一八条、第二一条関係)

4 雑則

(一) 一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人に関する情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用するものとし、また、個人情報秘密の保護のための法律及び規則により規律される。(第二五条関係)

(二) 協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。(第二八条関係)

(三) 協定は、効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の実施に当たっては、協定の効力発生前の保険期間等についても考慮する。協定の効力発生前から一

方の締約国の領域内で就労していた者については、この協定の効力発生の日に派遣の期間又は自営活動の期間が開始したものとみなす。(第三〇条関係)

(四) 協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後二箇月目の月の末日まで効力を有する。(第三二条及び第三三条関係)

法律

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十九号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二條」を「第二十二條の三」に改める。

第三條第一項中「すべて」を「全て」に改め、同條第三項第三号中「の職」の下に「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であつて、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限る。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、審査分会長、国民投票分会長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人、審査分会立会人、国民投票分会立会人その他総務省令で定める者の職

第二十二條の見出し中「及び臨時的任用」を削り、同條第一項中「臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き」を削り、「その職員」を「当該職員」に改め、「人事委員会等」の下に「、人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定めるところにより」を加え、同條第二項から第七項までを削る。

第三章第二節第二十二條の次に次の二條を加える。

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第二十二條の二 次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第十七條の二 第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一會計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。)(次号において「會計年度任用の職」という。)を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 會計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 會計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する會計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により會計年度任用職員を採用する場合には、当該會計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、會計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該會計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、會計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要な十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 會計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

(臨時的任用)

第二十二條の三 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するときは、又は採用候補者名簿(第二十一條の四第四項において読み替えて準用する第二十一條第一項に規定する昇任候補者名簿を含む)がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

2 前項の場合において、人事委員会は、臨時的に任用される者の資格要件を定めることができる。

3 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはない。

5 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

6 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された職員に対しては、この法律を適用する。

第二十五條第三項第五号中「においては」を「には」に改め、同項第六号中「非常勤職員を」を「常勤」に改める。

第二十六條の六第八項中「にあつては」を「には」に改め、同条第十項中「第二十二條第二項から第五項まで」を「第二十二條の三第一項から第四項まで」に改める。

第二十八條の四第五項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

第二十八條の五第一項中「第三項及び次条第二項において」を「以下」に改め、同条第二項中の「任期」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。

第二十八條の六第一項中「及び同条第五項」を削り、同条第三項中の「任期」を削り、「第四項」を「第五項」に改める。

第三十八條第一項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員及び第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員を除く。)については、この限りでない。

第三十八條の二第二項中「第二十八條の五第一項に規定する」を削り、「占める職員」の下に「及び第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

附則第二十一項を削る。

(地方自治法の一部改正)

第二條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の二第二項中「委員会」の下に「の非常勤」を加え、「その他の委員」を削り、「短時間勤務職員」の下に「及び地方公務員法第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員」を加え、同条第二項及び第三項中「職員」を「者」に改め、同条第四項中「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

第二百四條第一項中「短時間勤務職員」の下に「及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員」を加え、同条第二項中の「職員」を「の者」に改める。

第二百四條の二及び第二百五條中「職員」を「者」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四條の規定は、公布の日から施行する。

(施行のために必要な準備等)

第二條 第一條の規定による改正後の地方公務員法(次項及び附則第十七条において「新地方公務員法」という。)の規定による地方公務員(地方公務員法第二条に規定する地方公務員をいう。同項において同じ。)の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び第二条の規定による改正後の地方自治法(同項において「新地方自治法」という。)の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、任命権者(地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者をいう。以下この項において同じ。)は、人事管理の計画的推進その他の必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、新地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び新地方自治法の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対して必要な資料の提出を求めることその他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めるときは、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。

(臨時的任用に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の前日に第一條の規定による改正前の地方公務員法(附則第十七条において「旧地方公務員法」という。)第二十二條第二項若しくは第五項の規定により行われた臨時的任用の期間又は同条第二項若しくは第五項の規定により更新された臨時的任用の期間の末日がこの法律の施行の日以後である職員(地方公務員法第四條第一項に規定する職員をいう。附則第十七条において同じ。)に係る当該臨時的任用(常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に行われたものに限る。)については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四條 前二條及び附則第十七条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第五條 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及び職務を行うために要する費用の弁償」を「職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第六條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三條第二項を除き、以下同じ。」を削る。

第八條第一項中「地方公務員法」の下に「(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を加える。

第十二條の見出しを「条件付任用」に改め、同条第一項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に、「同項」を「同条」に改め、同条第二項中「第二十二條第一項」を「第二十二條(同法第二十二條の二第七項及び)」に、「同条同項」を「同法第二十二條」に改める。

第十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、非常勤の講師(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者を除く。)については、適用しない。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法及び農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正)

第七條 次に掲げる法律の規定中「及び地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に改め、「占める者」の下に「及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者」を加える。

一 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第五條
 二 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第四百十五号)第二條
 (警察法の一部改正)

第八條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
 第四十二條第一項中「第三十八條第一項の」を「第三十八條第一項本文の」に改め、同項ただし書中「同法第三十八條第一項」を「同項」に改める。

第九條 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。
 第四條中「第二十二條第二項から第五項まで」を「第二十二條の三第一項から第四項まで」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七條の四」を「第四十七條の三」に、「第四十七條の五」を「第四十七條の四」に、「第四十七條の六」を「第四十七條の五」に改める。
 第四條第五項中「第四十七條の六第二項第二号」を「第四十七條の五第二項第二号」に改める。
 第四十條中「(非常勤の講師(同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ)を除く。以下この条、第四十二條、第四十三條第三項、第四十四條、第四十五條第一項、第四十七條、第五十九條及び第六十一條第二項において同じ)」を削り、「第二十二條第一項(一)」を「第二十二條(同法第二十二條の二第七項及びび)」に、「第二十二條第一項の」を「第二十二條の」に改める。
 第四十三條第四項中「前項若しくは第四十七條の三第一項」を「若しくは前項」に改め、「若しくは同条第二項の都道府県の定め」を削る。
 第四十七條の二第一項中「非常勤の講師」を「同法第二十二條の二第一項各号に掲げる者」に改める。

第四十七條の三を削る。
 第四十七條の四第一項中「(非常勤の講師)」の下に「(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第六十一條第一項において同じ)」を加え、同条第二項中「報酬及び」を「報酬」に、「は、当該」を「及び期末手当(地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者にあつては、給料、手当及び旅費)」に改め、同条を第四十七條の三とする。

第四章第三節中第四十七條の五を第四十七條の四とし、同章第四節中第四十七條の六を第四十七條の五とする。
 第六十一條第一項中「報酬及び」を「報酬」に、「及び期末手当の額」に改める。
 (公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十一條 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
 第十五條第五号中「第四十七條の五第一項」を「第四十七條の四第一項」に改める。
 第十七條第二項中「非常勤の」を削り、「第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる者に限り」に改める。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第十二條 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。
 第二十三條第二項中「非常勤の」を削り、「第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる者に限り」に改める。
 (地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第十三條 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)の一部を次のように改正する。
 第六條第一項中「(一)によって」を「(一)より」に改め、同条第三項中「(一)であつては」を「(一)は」に改め、同条第六項中「第二十二條第二項から第五項まで」を「第二十二條の三第一項から第四項まで」に改める。
 第十八條第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とする。
 (公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十四條 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。
 第十條第一項中「(一)」を「いずれかに」に改め、同条第五項中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。
 (地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律の一部改正)

第十五條 地方公共団体の一般職の任期付職員に関する法律(平成十四年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
 第九條の見出しを「(地方公務員法の適用除外)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。
 (構造改革特別区域法の一部改正)

第十六條 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
 第二十四條第一項中「第二十二條第二項から第五項まで」を「第二十二條の三第一項から第四項まで」に改め、同項第一号中「第二十二條第二項又は第五項」を「第二十二條の三第一項又は第四項」に、「かんがみ、同条第二項後段又は第五項後段」を「鑑み、同条第一項後段又は第四項後段」に改め、同条第二項中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改め、同条第五項中「第二十二條第五項」を「第二十二條の三第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。
 (構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十七條 旧地方公務員法第二十二條第二項又は第五項の規定に基づき臨時的任用をされ、かつ、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十四條第二項又は第五項の規定に基づき引き続き任用されている職員については、旧地方公務員法第二十二條第二項又は第五項の規定に基づき採用された日に新地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定に基づき採用され、かつ、前条の規定による改正後の構造改革特別区域法(次項において「新構造改革特別区域法」という)第二十四條第二項又は第五項の規定に基づき引き続き任用されている職員とみなして、同条の規定を適用する。
 2 この法律の施行の際現に旧地方公務員法第二十二條第二項又は第五項の規定に基づき常時勤務を要する職に臨時的任用をされている職員については、同条第二項又は第五項の規定に基づき採用された日に新地方公務員法第二十二條の三第一項又は第四項の規定に基づき採用された職員とみなして、新構造改革特別区域法第二十四條の規定を適用する。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十八條 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。
 第五十條の二の表第三十八條の二第一項の項中「第二十八條の五第一項に規定する」を削る。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五十三条第一項第一号中「同条第三項」を「第三項」に改め、同条第三項の表第二十一条の四第三項及び第二十二條第一項の項中「及び第二十二條第一項」を削り、同表中「第二十二條第五項

人事委員会を置かない地方公共団体 特定地方独立行政法人

人事委員会等 特定地方独立行政法人の理事長

人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則） 特定地方独立行政法人の規程

地方公共団体の規則 特定地方独立行政法人の規程

条の三第四項 人事委員会を置かない地方公共団体 特定地方独立行政法人

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部改正）

第十九条 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項中「第二百三条の二及び」を「第二百三条の二第一項から第三項まで及び第五項並びに」に、及び第四項中「中」を「中」を「中」とあるのは「合併特例区規則」と、同条第五項中「費用弁償及び期末手当」とあるのは「及び費用弁償」とに改める。

第五十四条第一項中「第四項」を「第五項」に改める。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第二十条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号ホ中「の職員を」を「の者を」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第二十一条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第三十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項中「第四十七條の六第一項」を「第四十七條の五第一項」に改める。

（義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十二條 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等（平成二十九年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第五條中「第四十七條の六」を「第四十七條の五」に改める。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
文部科学大臣 松野 博一

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律をここに公布する。
御 名 御 璽
平成二十九年五月十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四節 損害賠償の円滑な実施等に資するための相談その他の業務（第五十三条―第五十五条の二）」を「第五節 損害賠償の円滑な実施等に資するための相談その他の業務（第五十三条―第五十五条の二）」に改める。

第一条中「開発」の下に「、廃炉等積立金の管理」を加える。

第三十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第五節の規定による廃炉等積立金の管理その他同節の規定による業務

第三十六条第二項中「関する事項」の下に「、廃炉等積立金に関する事項」を加える。

第三十六条の二の次に次の一号を加える。
（事業計画等）

第三十六条の三 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等積立金管理業務（第三十五条第五号に掲げる業務をいう。次項及び第五十五条の八において同じ。）に關し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

二 機構は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、廃炉等積立金管理業務に關し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第四十一条第三項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 廃炉等の実施に関する方針

第五章に次の一節を加える。

第五節 廃炉等積立金

（廃炉等積立金の積立て及び管理）

第五十五条の三 廃炉等を実施する認定事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、機構の事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、機構が次条第五項の規定により通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならない。

二 廃炉等積立金の積立ては、当該事業年度の終了後三月以内に機構にしなければならない。ただし、当該積立金の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過した日から三月以内に積み立てることができる。

三 廃炉等積立金は、機構が管理する。

（廃炉等積立金の額）

第五十五条の四 廃炉等積立金の額は、機構の事業年度ごとに廃炉等実施認定事業者が機構に積み立てるべき額として機構が運営委員会の議決を経て定める額とする。

二 廃炉等積立金の額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定めなければならない。

一 廃炉等の実施に関する長期的な見通しに照らし、廃炉等を適正かつ着実に実施するために十分なものであること。